

# 自国の空、自国のもの

98年北イタリア米軍機事故

「米は従うだけだ」

低空飛行、規制迫る

駐留の実像

◇1

第1部 治外法権

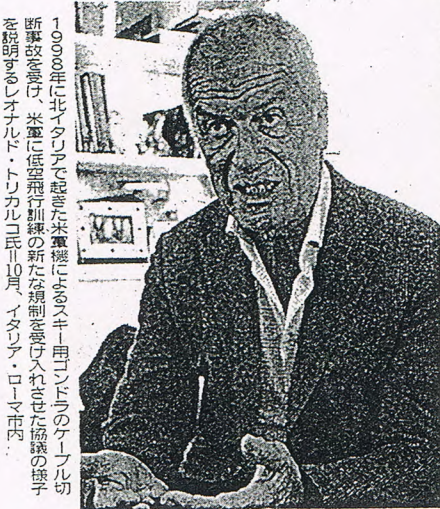
止、イタリア国内での低空飛行規制高度の引き上げ、外来機による低空飛行訓練の原則禁止などの方針をまとめ、米側に文書を送った。米軍からの返答はそのほとんどに同意していたが、肝心の低空飛行訓練に関する新たな規制の部分は削除されていた。

張り詰めた空気が部屋を包んでた。1999年春、米軍機がイタリアの首都ワシントン近郊の米国防総省。米軍幹部に向き合うイタリア空軍のレオナルド・トリカルコ氏(当時NATO第5空軍司令官、後にイタリア空軍参謀総長)の表情は、怒りに満ちていた。

「頭に来て、文書を受け取ったコソボからそのまま飛行機に乗り、ペンタゴン米国防総省に乗り込んだというトリカルコ氏。到着後、向かい合う米軍高官にあつげられた。私はこの案をあな方が許すのかどうか、という議論をしていない。これは取引や協議でもない。米軍の飛行機が飛ぶのはイタリアの空だ。私が規則を決め、あなた方は従うのみだ。さあ、署名を」

米軍と共同で報告をまとめるため、トリカルコ氏は再発防止策として、事故現場から30キロ以内の低空飛行訓練の禁止(2面に続く。16、17面に特集)

(鳥袋良太)



1998年に北イタリアで起きた米軍機にスキー用ゴンドラのケーブル切断事故を、米軍に低空飛行訓練の新たな規制を受け入れさせた協議の様子を説明するレオナルド・トリカルコ氏(10月、イタリア・ローマ市)

在日米軍の専用施設の70%が集中している沖縄では、基地から派生する事件・事故や騒音被害などが市民生活を脅かす。基地外で起きた墜落事故や、環境汚染にも日本側の調査が及ばない。なぜ主権の侵害が続くのか、海外の事例を踏まえながら米軍駐留の実像を追う。

新報 平成29年11月19日(日)

(2面)

米の基地も伊に主権

駐留の実像

第1部 治外法権

(1面から続く)

米伊合同の委員会が立ち上がるわずか5日前の1999年3月4日。この事故に関する米軍の軍法会議(軍事裁判所)で、過失致死などに問われた操縦士に対し、無罪判決が出ていた。

「私は全力を尽くし、真実を追求した」。イタリア側の責任者に指名されたトリカルコ氏らと米軍の内部規則の両方に違反する低空高度を飛び、さらに速度超過だった。ケーブルが切れ、地上1100mから落下したゴンドラに乗っていた犠牲者の中には、イタリア人だけではない。ドイツやベルギーなど海外からのスキー客も含まれていた。無罪判決への批判はヨーロッパ中に広がった。この判決直後の同3月9日、訪米

中だったイタリアのダレマ首相(当時)がクリントン米大統領(同)との首脳会談で合意を交わしたが、米伊両政府で再防この事故原因を調査し、再発防止策を策定する合同委員会の立ち上げだった。

「私は全力を尽くし、真実を追求した」。イタリア側の責任者に指名されたトリカルコ氏らと米軍の内部規則の両方に違反する低空高度を飛び、さらに速度超過だった。ケーブルが切れ、地上1100mから落下したゴンドラに乗っていた犠牲者の中には、イタリア人だけではない。ドイツやベルギーなど海外からのスキー客も含まれていた。無罪判決への批判はヨーロッパ中に広がった。この判決直後の同3月9日、訪米

「虚偽申請」は、低空飛行に関する許可権を持つイタリア軍に對する「操縦士はNATOの任務からこのスキー客も含まれていた。だが実際は、単に米海兵隊としての飛行だった。この判決直後の同3月9日、訪米

## 協定、軍の行為に歯止め

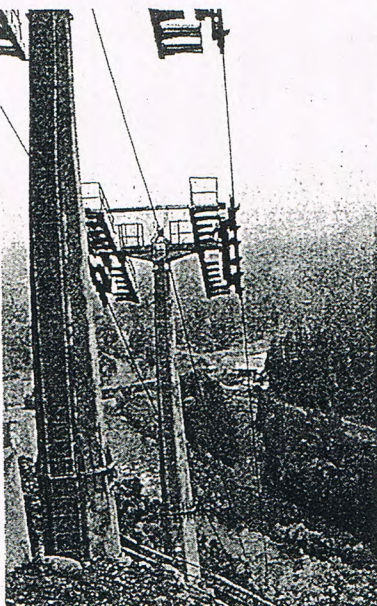
するイタリア側の厳しい審査過程を簡素にする。すり抜け行為を意味していた。「操縦士は間もなく米軍に帰国予定で、物見遊山、遊び半分の姿勢だった。飛ぶ権利のない者が虚偽の申請に基づき飛行し、惨劇を起こした。信じ難い事故だった」

この調査結果を基に、トリカルコ氏は低空飛行訓練の見直しを米側に迫った。

トリカルコ氏が「一歩も譲らない姿勢で米側に臨んだのは、個人的な「執念」だけが後押ししたのではない。米伊両政府で結ばれている協定の存在がある。イタリアにおける米軍基地の運用に関する使用協定「モテル実務取り決め」(95年改定)などは、イタリア国内の米軍基地にもイタリアの主権が及ぶと定め、「基地はイタリア司令部の下に置かれる」としている。

さらに同協定の個々の条文は例えば「イタリア司令官は米軍の活動がイタリアの法律を順守していないと判断する時は、米軍司令官に忠告し、イタリア当局上層部に助言を求める」(第6条の3項)、「イタリアの司令官は、明らかに公衆の生命や健康に危険を生ずる米軍の行動を米軍司令官が直ちに中断させるよう介入する」(第6条の5項)、「全ての訓練と作戦に関する計画と実施は、イタリアの法律を順守しなくてはならない」(第17条の1項)など定めている。

合同委員会発足後の99年4月13日。米伊両政府はトリカルコ氏が提示した低空飛行の新規制を含む最終報告書に正式に合意した。事故現場となったチェルミン入峡谷は、低空飛行訓練は行われておらず、静けさに包まれていた。(鳥袋良太)



1998年に米軍機が低空飛行訓練でスキー用ゴンドラのケーブルを切断した北イタリアのチェルミン入峡谷。事故後、イタリア側の求めで低空飛行訓練が規制された(10月3日)